

令和8年度 事業計画

自：令和8年4月1日
至：令和9年3月31日

社会福祉法人
志布志市社会福祉協議会

令和 8 年度 社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会 事業計画

志布志市社会福祉協議会理念

共にささえあい 笑がおで暮らせる 地域をめざして

全国社会福祉協議会は、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針「社会福祉協議会基本要項 2025」を策定しました。

1 社会福祉協議会の使命

地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に立ち、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とします。

ともに生きる豊かな地域社会とは、住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会であります。

2 住民主体の理念

社会福祉協議会のすべての活動・事業及び組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開します。

- ① 住民を中心に置くこと
- ② 住民のニーズに基づくこと
- ③ 住民の主体形成と組織化を基礎とすること

住民とは、「生活の主体」として、自らの権利を行使し、生き方・暮らし方を自らの意思で選びながら幸福を追求する「権利の主体」であります。

住民のニーズとは、生活上の要求であり、困りごととはもとより、誰かの役に立ちたい、安心して暮らせる地域をつくりたいといった思いや希望も含むもので、ニーズを持つ住民をあらゆる場面において中心に置くことです。

自ら声をあげたり支援を求めたりすることが難しい住民の存在を常に念頭に置き、積極的にアウトリーチし、ニーズの把握に努めます。また、本人の意思決定や権利行使を支援し、社会参加を進めます。

3 社協活動の原則

- ① 住民ニーズ基本の原則
- ② 住民活動基本の原則
- ③ 個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④ 民間性の原則
- ⑤ 連携・協働の原則
- ⑥ 専門性の原則

4 経営理念

(1) 住民を主体とし、住民及び関係機関との参加・協働による地域共生社会の実現

地域住民、コミュニティ協議会等、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉サービスを提供する事業者等、地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働により、生活の支援・介護予防活動・社会参加活動等、住民主体の生活支援のしくみづくりによる地域づくりを目指します。

(2) 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現

誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるよう、身寄りのない高齢者等支援や法人後見制度による財産管理や身上監護（保護）、必要な介護保険サービス等を提供するとともに、日頃の生活上の困りごとや思いを把握し、必要な社会資源の発掘に我がごととして取り組みます。

(3) 制度等では解決できない困難な生活課題に向き合う相談支援体制の構築

志布志市から参加支援事業を受託し、生活に困窮している世帯、社会的に孤立し生きづらさを感じている世帯等制度の狭間にある世帯に寄り添い、時間をかけて信頼関係を築き、世帯・個人にあった居場所づくり、就労や地域活動等の参加支援、地域とのつなぎ役を担う重層的な支援を更に推進し、他相談機関等と協働し、あらゆる相談を受け止める相談支援を行います。

(4) 持続可能で責任ある自律した組織経営

地域社会に責任をもって貢献していくためには、安定した組織基盤・財政基盤が必要であり、社協の特性である公共性を生かし、地域福祉を推進する法人として、効果的なサービス活動・事業に取り組みます。

また、災害発生時を想定し、事業継続計画（BCP）の基本方針に基づき、職員の安全確保、地域・関係機関との連携、優先事業が継続できるよう、信頼される法人全体の持続可能な組織経営を目指し、早期復旧により社協としての役割を担います。

5 経営方針

地域住民に必要とされ、愛され生き残れる社協をつくります。

- ・「社協職員に相談して安心できた」と喜ばれるよう、市民の困りごとの気づきと受容力を培っていくため、職員意識を高めます。
- ・職員と苦情を宝とし社協活動、事業の差別化を図ります。
- ・事業収支の把握、事業効果とコスト評価を行い、事業毎の自律した経営を目指すことにより、財政基盤を強化します。

6 令和8年度重点目標

(1) 法人運営の基盤強化

感染症対策や自然災害の備えとして、事業継続計画（BCP）の基本方針に基づき、計画が機能するよう職員全体で共有認識を図ります。

また、職位ごとの役割を明確化することにより、職責を理解し、遂行できるよう組織体制の強化を図ります。

職員研修計画に基づき、住民主体の理念、社協活動の原則を理解し社協職員としてありたい姿を明確化していくため、全職員対象・階層別・部署間連携研修を充実するとともに、資格取得の奨励により職員の質向上を目指します。

(2) 地域福祉の推進

(地域福祉活動推進部門)

地域福祉事業では、計画3年目となる第3期地域福祉活動計画に基づき、引き続き地域と共に地域福祉活動の推進に努めていきます。

「福祉なんでも相談所」において、あらゆる相談を丸ごと受け止め、地域コミュニティを形成する居場所づくり・身近な地域における共助の取り組みが活性化できる地域づくり事業、災害時でも機能を発揮できる見守りネットワーク活動、更に、地域住民の主体的な活動に繋げていく生活支援体制整備事業に取り組みます。

また、「福祉なんでも相談所」を含む福祉情報の発信を幅広く行うことで誰でも相談できることを積極的に周知していきます。

（相談支援部門）

成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する広報や相談受付、権利擁護支援会議の開催により権利擁護制度の利用促進を図るとともに、令和8年度より新たに法人後見に取り組み、財産管理や身上監護により判断能力が不十分な方の保護・支援をします。

また、福祉サービス利用援助・金銭管理等支援により権利擁護を図り、日常生活に不安のある方が安心した生活が送れるよう支援します。

コロナ特例貸付制度による償還滞納世帯等への困窮世帯を支援するため、訪問等による状況（困りごと）把握を行い、必要に応じて、しぶし生活自立支援センター「ひまわり」（自立相談支援機関）とともに支援を行います。

しぶし生活自立支援センターでは、相談者に寄り添い困りごと解決に向けた支援を行い、成年後見支援センターと連携して相談者の自立と尊厳の確保をめざします。

また、既存の制度及び機関において受け入れが困難な要支援者に対し、居場所や活動の場とするフリースペースや就労体験事業により社会参加できる場を広げ、社会との繋がりのある環境を整えます。

（3）介護保険事業・障害者総合支援事業の取り組み

法令遵守のもと、利用者の健康と命の安全を守り、暮らしを支える専門職として、複合的な課題を抱える人も含め、法人内福祉課と連携を図り、柔軟なサービスを提供するとともに質の向上に努めます。

事業継続計画（BCP）に基づき、定期的な訓練を実施し、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制づくりを目指します。

（４）財政基盤の強化

職員全員で経営を意識した事業推進を行い、安定した財政基盤の強化に努めるとともに、市民や地域から必要とされる社協を目指します。

介護保険事業では、介護報酬の各種加算の算定要件を満たす環境を整えることで加算算定による増収に努めます。又、定期的な経営会議を開催し各事業所の収支状況や経営課題の把握と改善策の検討を行い、生産性向上に取り組めます。

番号	事業種類	サービス区分名	事業名	頁
1	法人運営	法人運営事業	法人運営事業	28
2	法人運営	志布志市健康ふれあい プラザ管理運営事業	志布志市健康ふれあいプラザ管理運営事業	29
3	法人運営	共同募金配分金事 業	広報活動事業（一般募金配分金事業）	30
4	地域福祉	法人運営事業	第3期志布志市地域福祉活動計画推進事業	31
5	地域福祉	法人運営事業	心配ごと相談（福祉なんでも相談所）	32
6	地域福祉	地域づくり事業	地域づくり事業（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）	33
7	地域福祉	生活支援体制整備 事業	生活支援体制整備事業第2層運営業務	34
8	地域福祉	近隣福祉ネット ワーク事業	近隣福祉ネットワーク事業（地区ネットワーク支援）	35
9	地域福祉	ボランティアセンター 運営事業	ボランティアセンター運営事業（ボランティアセンター部門）	36
10	地域福祉	ボランティアセンター 運営事業	ボランティアセンター運営事業（福祉教育部門）	37
11	地域福祉 （相談支援）	成年後見支援事業	志布志市成年後見支援センター事業	38
12	地域福祉 （相談支援）	法人後見事業	法人後見事業	39
13	地域福祉 （相談支援）	福祉サービス利用 支援事業	福祉サービス利用支援事業	40
14	地域福祉 （相談支援）	生活福祉資金貸付 事業	生活福祉資金貸付事業	41
15	地域福祉 （相談支援）	小口福祉資金 貸付事業	小口福祉資金貸付事業（法外援護資金貸付事業）	42
16	生活支援	自立相談支援事業	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	43
17	生活支援	就労準備支援事業	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	44
18	生活支援	家計改善支援事業	生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）	45
19	地域福祉	共同募金配分金事 業	地域福祉活動助成事業（一般募金・歳末募金配分金事業）	46
20	地域福祉	共同募金配分金事 業	地域福祉推進大会開催事業（歳末募金配分金事業）	47
21	地域福祉 （相談支援）	共同募金配分金事 業	生活困窮レスキュー事業（歳末募金配分金事業）	48
22	地域福祉 （相談支援）	参加支援事業	重層的支援体制整備事業（参加支援事業）	49

番号	事業種類	サービス区分名	事業名	頁
23	在宅介護	居宅介護支援事業	介護保険事業（居宅介護支援事業）	50
24	在宅介護	訪問介護事業	介護保険事業（訪問介護事業）	51
25	在宅介護	訪問入浴介護事業	介護保険事業（訪問入浴介護事業）	52
26	在宅介護	通所介護事業	介護保険事業（地域密着型通所介護事業）	53
27	在宅介護	法人運営事業	法人運営事業（志布志市あんしん事業）	54
28	障害福祉	障害者総合支援 居宅介護事業	障害者総合支援事業（居宅介護事業）	55
29	障害福祉	訪問入浴サービス 事業	障害者総合支援事業（訪問入浴サービス事業）	56
30	障害福祉	移動支援事業	障害者総合支援事業（移動支援事業）	57

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	総務課 総務係
サービス 区分	1 法人運営事業	事業費	64,415千円
事業名	(市補助金) 55,163千円 (自主) 9,252千円		
事業概要等	○理事会、監事会、評議員会の開催 ・関係法令等に基づき、理事会、監事会、評議員会の適正運営 ・定款諸規程等の整備改廃 ○財務会計 ・社会福祉法人会計基準に則った会計処理を行う ○社協会費募集 ・一般会費は自治会を通じて会費納入の協力を依頼する ・賛助会費は個人に広報紙等で呼びかけると共に役職員及び民生委員等に依頼する。 ・団体会費は市内の社会福祉法人に文書で依頼する。 ・特別会費は市内及び取引のある事業所等に文書で依頼する。 ※未納自治会等へは職員が訪問し依頼する。 ○人材育成、研修 ・職員全体研修会（年4回）、正規職員研修会、階層別研修会、職員面接（年2回）の実施 ○働きやすい職場環境づくり ・労務管理（含む：勤怠管理システムの活用）、福利厚生事務 ・衛生委員会の実施 ・全職員へのストレスチェックの実施 ○事業継続計画（BCP）の定期的な見直しと訓練 ・事業継続計画（BCP）の全職員への研修と訓練の実施		
期待される事業成果・目標値	○理事会、監事会、評議員会の開催 事業計画・予算の審議等の運営に関わる事項について、役員会等を開催し、法令を遵守した法人運営、健全な法人経営を目指し、法人自身による管理体制の強化を図ることができる。 ○財務会計 社会福祉法人会計の財務規律に則り、健全、明朗な会計処理を行うことができる。 ○社協会費募集 個人または団体、法人に会費を納入していただくことにより、地域福祉への参画や社協活動への周知が図れ、地域福祉活動資金の確保ができる。 ○人材育成、研修 職員研修会や個人面談を行うことにより、職員の意識改革や資質向上が図れ、人材育成を行うことができる。また、人事考課へと繋げることができる。 ○働きやすい職場環境づくり 職場環境を整えることで職員の定着に繋がると共に、職員の健康保持ができる。 ○事業継続（BCP）の定期的な見直しと訓練 ・事業継続計画（BCP）を定期的に見直すことで、自然災害被災など危機的状況における職員の行動指針を示し、事業継続及びより速やかな復旧により社協としての役割が担える。		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	総務課 総務係
サービス 区分	2 志布志市健康ふれあいプ ラザ管理事業	事業費	19,172千円
事業名	(市受託金) 19,172千円 (自主) 0千円		
事業概要等	○集会施設や入浴施設の利用管理 ・集会施設利用調整 ・入浴料の徴収、納付 ・浴室及び脱衣所の清掃管理 ・大浴場浴槽の塩素管理及び浴室の水質管理 ○施設及び庭園敷地の維持管理 ・専門業者委託による施設、設備管理 - 消防点検（年2回） - 電気工作物保安管理業務、貯水槽・浄化槽管理、空調管理 - 庭園（樹木・池・草等）管理、地下タンク漏洩検査、管内清掃、ろ過機点検、ボイラー点検、スカイウェル点検 - 大気汚染防止点検等 ・職員による維持管理 - 駐車場・ロータリーの清掃、庭園の草取り等清掃管理、電灯交換等館内管理 ○火災や津波の避難訓練の実施 ○感染症予防対策 ・検温器設置、手指消毒液設置、薬用ハンドソープ設置管理		
期待される事業成果・目標値	市民の健康づくりを推進し保健活動及び高齢者の生きがいを高める安心安全の場を提供するとともに、乳幼児から高齢者に至る市民のふれあいの増進及びボランティア活動の活性化が図れる。		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	総務課、福祉課
事業名	3 共同募金配分金事業 広報活動事業	事業費	一般募金796千円 歳末募金106千円
財源内訳	(一般募金配分金) 796千円 (歳末たすけあい募金配分金) 106千円		
事業概要等	広報紙の発行及びSNSの活用により地域福祉情報を発信することで志布志市の福祉・ボランティア情報を発信し、誰も取り残さない地域づくりを推進する。 (1) 広報紙「ささえあい」発行 (一般募金配分金事業) (ア)発行月 5月、8月、11月、1月 (年4回) (イ)発行数 9,300部 (ウ)掲載内容 コミュニティ協議会(福祉部会)活動、志布志市地域福祉活動計画に沿った広報、見守り活動、支え合いマップづくり、総合相談窓口(福祉何でも相談所)、生活福祉資金貸付、ボランティアセンター、福祉体験学習、地域づくり事業、ボランティアポイント、福祉サービス利用支援事業、生活困窮者自立支援事業、介護保険事業、日本赤十字社、赤い羽根共同募金運動、香典返し寄附金、篤志寄附金、物品寄附、義援金等 (2) ホームページ管理運営事業 (歳末たすけあい募金事業) 社会福祉協議会についてや実施する事業について、情報を発信すると共にホームページから直接「なんでも相談」ができる仕組みを継続して実施する。また、SNSの埋め込みにより福祉・ボランティア情報を時間的な誤差なく発信する。 (3) SNSによる広報活動 情報を受け止める先を広げたり、広報紙の発行タイミングや紙面の都合により掲載に至らなかった事柄について、フェイスブックやInstagramで発信する。		
期待される事業成果・目標値	社協活動及び地域福祉活動計画に沿った情報を様々な媒体で発信をすることにより、多くの人に必要な情報が届くようになると共に地域福祉に対する意識の向上が見込まれる。		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 地域福祉係
事業名	4 第3期志布志市地域福祉活動計画推進事業	事業費	—
財源内訳	—		
事業概要等	1 目的・ねらい 地域福祉に関する施策や動向、生活課題を踏まえ、住民の主体的な地域づくりが展開できるよう「志布志市地域福祉計画」（市策定）と一体的に策定した「第3期志布志市地域福祉活動計画」（令和6年度～令和11年度）を推進する。 2 第3期志布志市地域福祉活動計画の概要 (1) 基本理念 「みんな笑がお！志あふれる結のまち しぶし ～ともにつながり支え合う 安心して生き生きと暮らせるまちづくり～」 (2) 基本目標・取組の柱 ・基本目標1 誰ひとり取り残さない地域共生社会を実現していこう 取組の柱 ①支え合いの体制充実と地域共生社会の推進 ・基本目標2 効率的でみんなにやさしい行政サービスを提供していこう 取組の柱 ①みんなにやさしい情報発信体制の拡充 ②みんなにやさしいデザインの推進 ③包括的な相談支援体制の充実 ・基本目標3 みんながふれあうことのできる暮らしやすい環境を構築していこう 取組の柱 ①医療・介護・健康づくり対策の充実 ②遊び場・ふれあいの場の充実 ③移動・買い物支援の充実 ④ごみ出し・ごみ分別支援の充実 ⑤ボランティア活動の推進 ・基本目標4 見守りの輪を広げ、安全・安心な地域にしていこう 取組の柱 ①見守り活動の充実 ②災害時支援体制の充実 ③再犯防止に関する啓発と支援の充実 ・基本目標5 様々な困りごとに対して包括的な支援体制を構築していこう 取組の柱 ①権利擁護のための体制の拡充 ②生活困窮者支援の充実 ③就労支援の充実 (3) 計画の期間 令和6年度から令和11年度までの6年間 ①地域福祉座談会（地域ネットワーク会議含む） ②地域コミュニティ協議会福祉関係部との連携 ③計画進行管理会議（市進行管理会議、社協内進行管理会議）		
期待される事業成果・目標値	地域コミュニティ協議会、市コミュニティ推進課と連携を図り、地区計画の推進を支援することにより地域や住民を主体とした地域福祉を推進できる。 地域の方々の福祉に対する意識を高めることができ、地域で支え合う仕組みづくりができる。 地域福祉座談会（12回/年） 地域コミュニティ協議会福祉関連部との会議（5回/年） 計画進行管理会議（市全体1回/年、社協内1回/年）		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 地域福祉係
事業名	5 心配ごと相談事業 (福祉なんでも相談所)	事業費	—
財源内訳	法人運営事業の中で実施		
事業概要等	1 目的・ねらい 介護、障がい、生活困窮、債務、金銭管理、権利擁護、子育て、ボランティア、地域活動等の相談、複合化・複雑化した様々な相談を受け止め、解決に向けた寄り添い支援を行うことで、誰もが安心した生活を送れるよう「地域共生社会」の実現をめざす。 2 実施内容 (1)開設時間 月～金（祝日・年末年始のぞく）8時30分～17時 (2)利用方法 来所、電話、ファックス、メール、訪問 (3)相談分野 生活上のあらゆる相談 病気、健康、障害、収入・生活費 家賃・ローン支払、税金・公共料金等支払 債務、資金貸付、仕事・就職 仕事上の不安・トラブル、住まい 子育て、介護、ひきこもり、不登校、DV 虐待、家族・人間関係、金銭管理、権利擁護 買物、掃除、食事、ゴミ分別・ゴミ出し ゴミ屋敷、見守り・安否確認 交通手段・移送、サロン活動、居場所 福祉教育、ボランティア その他生活課題		
期待される事業成果・目標値	地域で様々な相談ができる窓口として周知を図ることで、市民が安心して生活ができるようになる。 様々な相談をまるごと受け止めることで、相談者の心理的負担や経済的負担を軽減し、課題が深刻化する前に早期把握・早期解決を図る。 ○見込数 (1)新規相談 360件（30件／月） (2)支援回数 1,920回（160回／月）		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 地域福祉係
事業名	6 地域づくり事業 (生活困窮者支援等のための地域 づくり事業)	事業費	13,055千円
財源内訳	(市補助金) 13,055千円		
事業概要等	1 目的・ねらい 地域におけるつながりの中で、高齢者、子ども、子育て世代、障がいのある方、外国人住民など、年齢や属性を問わず地域で生活するすべての住民が持つ、多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る。 2 実施事業 (1)地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター兼務）の配置 地域課題を把握し、住民主体の活動へ繋げるなど身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る地域福祉コーディネーターを2名（法人全体では4名）、ふれあいサロン活動の推進を図るサロンコーディネーター1名を配置する。 (2)地域福祉コーディネーターが担う推進項目 ①地域住民のニーズ・生活課題の把握 住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などについて、実態把握を行う。 ②地域住民の活動支援・情報発信等 地域住民のニーズ・生活課題に柔軟に対応し、地域の住民主体の活動を活性化させるよう、地域住民の活動支援や情報発信等を行う。 ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 地域住民が、子どもや子育て世代、外国人住民など地域の様々な方が気軽にに関わり、安心して過ごすことのできる場としてふれあいサロン運営支援を行う。 ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開 地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、新たな気づきを得て地域に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取組を行う。 高齢化による参加者の減少、キーパーソンの世代交代等の課題等について継続したサロン活動が行えるよう支援を行う。		
期待される事業成果・目標値	安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、住民が主体となって地域課題を解決していく地域づくりを推進し、課題を抱える方の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりを行う。 ○見込数 (1)居場所づくり（ふれあいサロン等）新規設置数 2か所 (2)居場所づくり（ふれあいサロン等）総設置数 56か所 (内訳：志布志29か所、有明15か所、松山12か所)		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 地域福祉係
事業名	7 志布志市生活支援体制整備事業第2層運営業務	事業費	13,207千円
財源内訳	(市受託料) 13,207千円		
事業概要等	1 目的・ねらい 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民の身近な存在である地域の民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、地域組織、民生委員等生活支援サービスを担う事業所や「第1層生活支援コーディネーター」と連携しながら多様な日常生活上の支援体制の構築や充実・強化及び元気な高齢者の社会参加の推進する。 2 実施事業 (1) 第2層生活支援コーディネーターの配置 第2層生活支援コーディネーターを4名配置し、下記の業務を行う。 ①第2層の地域資源の把握 ②第2層の生活支援ニーズの把握 ③第2層の地域資源開発 ④生活支援ニーズと担い手との調整 ⑤地縁組織等多様な主体への働きかけ ⑥関係者間のネットワークの構築 ⑦日常生活圏域単位の協議体の設置・運営 ⑧地域の将来像、方針の共有、意識づくり ⑨その他運営に必要な事項 (2) 第2層協議体の設置・運営 (3) 第2層協議体の会議の開催 (4) 各コーディネーター間の連携等 (5) 広報 (6) 会議等への出席 (7) 活動計画書・結果報告書等の提出 (8) 住民参加型在宅福祉サービス（おやっとさーびす活動）の推進 第1層（市圏域）における住民の支え合い活動として、ちょっとした困りごと（ゴミ出し、買物、掃除等）に対応する仕組みである「おやっとさーびす活動」を第2層等小地域においても推進するために第2層協議体（地域コミュニティ協議会）や地縁団体へ働きかけ、住民が主体となって地域でささえあう仕組みづくり、地域づくりを進める。		
期待される事業成果・目標値	生活支援コーディネーターとして人員配置し、地区担当制を設けることで、地域のニーズと取り組みを組み合わせ、関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携の体制づくり、地域に不足するサービスの創出、元気な高齢者などが担い手となる活動の場の確保など、地域づくりの推進ができる。		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 地域福祉係
事業名	8 近隣福祉ネットワーク事業 (地域ネットワーク支援)	事業費	2,409千円
財源内訳	(市受託料) 2,409千円		
事業概要等	1 目的・ねらい 住民相互の日常的な見守り・支え合いの体制の構築により、公的サービスでは対応できない生活支援等を通して、安心・安全な生活が送れるよう普段から顔の見える地域づくりを行う。また、日頃より災害時に声掛けの必要な避難行動要支援者を把握することにより、避難支援を行い被害を減らすことのできる地域づくりを目指す。 2 実施事業 (1)近隣福祉ネットワーク事業助成 地域コミュニティ協議会におけるネットワーク会議開催等の支援や、ささえあいマップ・福祉マップづくり等により地域ネットワーク推進支援を行う。 (2)地域コミュニティ協議会会議と福祉部長会議の開催 地域コミュニティ協議会と日頃からの情報共有や事業推進の為の事業説明や進捗状況の確認、調整を行う。 ○出席者 地域コミュニティ協議会会長、福祉担当部長等 (3)小地域ネットワーク活動研修会の開催 地域コミュニティ協議会、民生委員児童委員、見守り協力員等小地域ネットワーク活動に携わる方を対象に事業説明や活動事例発表、グループワーク、社会資源紹介等の研修を行う。 (4)高齢者等見守り活動協定締結事業 見守り協定締結事業所の協力により、地域の気になる世帯や高齢者等に日頃と様子が異なる場合など、志布志市社会福祉協議会等へ連絡頂き必要な支援に繋げる。 (5)ネットワーク会議の開催支援とささえあいマップ・福祉マップの作成 地域コミュニティ協議会の事業取り組みや見守り対象者の確認を行い状況に合わせて関係機関と連携を図る。ささえあいマップ・福祉マップづくりを行うことにより地域の繋がりやニーズを把握し、人と人のつながりの視点をもった支援を行う。 (6)認知症ひとり歩き声かけ体験 認知症についての正しい知識の普及を図り、地域での見守りや、関係機関との連携を深め、地域の方々と認知症について考え、「認知症があってもなくてもお互いさま」と支えあう支援に繋げる。		
期待される事業成果・目標値	地域コミュニティ協議会等地縁組織を基盤とした、見守り活動や支え合い活動を推進することで、地域性を反映した小地域における住民主体の活動、仕組み作りを進めることができる。 また、災害発生時に、身近な地域での声掛けや避難支援により、安心して生活を送ることができる地域づくりを進めることができる。 ・見守り協定事業所（新規協定事業所5件） ・ささえあいマップ・福祉マップづくり（2件/年） ・認知症ひとり歩き声かけ体験（2地区/年）		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 地域福祉係
事業名	9 ボランティアセンター運営事業 (ボランティアセンター部門)	事業費	14,814千円
財源内訳	(市補助金) 14,717千円 (自主) 97千円		
事業概要等	1 目的・ねらい 志布志市ボランティアセンターを設置・運営し、ボランティアの相談、情報提供、マッチング、ボランティアの育成、ボランティア活動の支援、行政や学校、団体等との連絡調整、ボランティア活動保険手続等を通してボランティア活動の推進を図る。 2 実施事業 (1) ボランティアコーディネーターの配置 市民のボランティア活動を支援し、その実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう市民と市民または組織をつないだり、組織内での調整を行うボランティアコーディネーター2名（地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター兼務）を配置する。 (2) ボランティアセンター運営委員会 ボランティア事業について、委員から意見を聞き、事業推進を図る。また、児童・生徒ボランティア育成事業協力校の選考を行う。 (3) ボランティア交流会 志布志市ボランティア連絡協議会との共催にて登録ボランティア団体を対象に、ボランティア活動事例発表やグループワーク、レクリエーション講座等を通してボランティア同士の交流を図る。 (4) 災害ボランティアセンター運用訓練 災害時のボランティア活動を円滑に進めるために災害ボランティアセンターの運用訓練を行う。 また、災害発生時には「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」（令和4年8月26日志布志市と締結）に基づき、市と協議の上、災害ボランティアセンターを設置する。 (5) 志布志市ボランティア連絡協議会助成事業 志布志市ボランティアセンターに登録している団体・個人の連携と相互の親睦、資質の向上に努め、本会と連携してボランティア活動の拡大を図ることを目的に組織されている志布志市ボランティア連絡協議会の活動を支援する。 (6) ボランティア育成講座 地域の住民を主体とした地域での支え合い活動の機運を高めるため、ボランティア育成講座を開催し、担い手の育成を行う。		
期待される事業成果・目標値	ボランティア活動希望者への情報提供、ボランティアニーズの把握、ボランティア活動のマッチングを行うことができる。 また、災害時には災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を効率的に行えるようマッチングし、調整することができる。 見込数 ○ボランティア相談支援数 1,140回（95件／月）		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 地域福祉係
事業名	10 ボランティアセンター運営事業（福祉教育部門）	事業費	—
財源内訳	ボランティア運営事業の中で実施		
事業概要等	1 目的・ねらい 地域（学校、地域コミュニティ協議会、自治会等）において、「思いやりの心をもって、ともに育ち、ともに生きるための福祉のこころを育む」ための福祉教育を推進する。 2 実施事業 (1) 福祉体験学習支援 福祉体験学習を通して、自分たちに何ができるのか、自分達の住む地域のこれからについて考えるきっかけ作りを支援する。 （学習テーマ：ボランティア活動、ふくし探検、当事者による話、福祉のお仕事、福祉の現場、認知症、車いす、高齢者疑似体験、手話、共同募金等） (2) ボランティアポイント事業 学校外における様々なボランティア活動に参加した場合に、活動の実績に応じて「私のふれあいボランティア活動カード」にスタンプを押しポイントをためる。自治会活動についても事業の対象であることを改めて周知し、自治会内での交流を通して、地域との繋がりを深める。 (3) 児童・生徒ボランティア育成事業 小中学校の申請により、ボランティアセンター運営委員会の審査を経て、ボランティア育成事業協力校選考を行う。（助成額350,000円）ボランティア協力校からの御意見を幅広くいただき、活動の連携や活性化を深める為に、ボランティア育成事業協力校交流会を実施する。 (4) サマーボランティア事業 ボランティア活動への意識と理解を深め、ボランティア活動への積極的参加を促すために夏休み期間中にサマーボランティアを実施する。 （受入団体等：ふれあいサロン、保育園、特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービス、ボランティア団体、地域での買物支援、災害ボランティアセンター運用訓練） (5) 地域福祉推進大会 市民、福祉団体、ボランティア団体、学校関係者、地域福祉活動者等幅広い世代の方々が参加し、社会福祉活動に功績のあった方や児童・生徒のふれあいボランティア活動事業（ボランティアポイント事業）認定証交付者の表彰式、小地域福祉活動事例発表、地域福祉に関する講演などを行う。 開催日：令和8年11月21日（土）予定		
期待される事業成果・目標値	福祉体験学習、ボランティアポイント制度、児童・生徒ボランティア育成事業、サマーボランティア事業等の取り組みを通して、地域の様々な福祉課題を他人事とせず我が事として地域全体、住民全体で考えていく福祉観を醸成する。		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 地域福祉係
事業名	11 志布志市成年後見支援センター事業	事業費	7,820千円
財源内訳	(市受託料) 7,820千円		
事業概要等	1 目的・ねらい 制度の周知、制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりのため、制度利用に係る過程において包括的に支援を行い、志布志市とともに中核機関としての機能を担う志布志市成年後見支援センターを運営する。 2 志布志市成年後見支援センターの機能 (1) 広報啓発機能 市福祉課、地域包括支援センター等関係機関と協働し、市民及び関係機関・事業所等へ制度周知・広報を行う。 研修会年3回開催（事業所、民生委員等関係者、市民向け） (2) 相談機能 市民や関係機関から権利擁護に関する相談を広く受け付け、必要に応じて申立支援、弁護士や司法書士等専門職の紹介、福祉サービス利用支援事業への繋ぎ等の支援を行う。 権利擁護支援会議を実施し、相談のあったケース等の支援の方向性について検討する。 (3) 利用促進機能 個別ケースについて権利擁護における支援方針の検討および見直し、支援に要する成年後見制度の利用等について関係機関と連携、協議し制度利用の有無、申請支援の調整を行うために権利擁護支援会議を開催する。		
期待される事業成果・目標値	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方や判断能力がない方が、必要なサービスを適切に利用することで、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができる。 ・権利擁護支援会議 4回（6月、9月、12月、3月） ・権利擁護に関する出前講座の実施 3回 ・権利擁護に関する研修会の開催		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 地域福祉係
事業名	12 法人後見事業	事業費	315千円
財源内訳	(自主財源) 315千円		
事業概要等	1 目的・ねらい 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の意思決定が困難な方の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人または補助人となることにより、被成年後見人、被保佐人または被補助人の財産管理及び身上監護を行い、その権利を擁護する。 2 受任対象者 ①身上保護に関する生活課題が主である方 ②親族がいない、もしくはいても支援が得られない方 ③ほかに第三者後見人が得られない方 ④若年で長期に渡る安定的な支援を要する方 ⑤日常生活自立支援事業の利用者で判断能力が低下した方等 3 事業内容 ①身上保護 ア) 医療に関する事項（診療契約、医療費の支払等） イ) 住居の確保に関する事項（賃貸借契約、賃料の支払） ウ) 施設の入退所及び処遇の監視・異議申し立てに関する事項（施設契約、施設料支払等） エ) 介護・生活維持に関する事項（介護契約、生活保護申請、利用料支払等） オ) 教育・リハビリに関する事項 カ) 心身の状況に関する見守り ②財産管理 ア) 印鑑や通帳の保管・管理 イ) 預金・株式等の金融資産の管理 ウ) 不動産の維持・管理（固定資産税の支払） エ) 保険料や年金などの受領 オ) 必要な経費の支出 カ) 生活資金捻出のための動産及び不動産の処分 キ) 「遺産分割協議」、「遺留分侵害額請求」などの法律行為 ③家庭裁判所への報告		
期待される事業成果・目標値	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方や判断能力がない方が、親族の支援や財産の有無に関わらず成年後見制度を利用できる環境を整備することで、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができる。 ○法人後見契約数見込み 1 名		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 地域福祉係
事業名	13 福祉サービス 利用支援事業	事業費	4,448千円
財源内訳	(県社協受託料) 3,772千円 (自主) 676千円		
事業概要等	1 目的・ねらい 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う。 また、鹿児島県社会福祉協議会における福祉サービス利用支援事業契約締結審査会設置要領に基づき、預貯金総額500万円以上の契約者、判断能力が著しく低下している契約者については成年後見制度移行を検討する。 2 支援内容 (1)福祉サービス（介護保険、障害福祉サービス等）利用に関する情報提供、手続、料金支払代行 (2)日常生活のお金の出し入れ支援（年金等受領手続、医療費、公共料金、税金等支払など） (3)預貯金通帳、銀行印、年金証書等の保管 3 研修等 (1)「福祉サービス利用支援事業専門員会議（専門員セミナー）」（全2回） 主催：鹿児島県社会福祉協議会（福祉サービス利用支援室） 対象：福祉サービス利用支援事業専門員 内容：事業実施状況、実地業務調査、事業実施計画 事務処理、成年後見制度、講演等 (2)「福祉サービス利用支援事業利用支援員研修会」 主催：鹿児島県社会福祉協議会（福祉サービス利用支援室） 対象：福祉サービス利用支援事業利用支援員、関係職員 内容：本県の高齢者を巡る状況、事業の基本的な仕組み、 実利用者数、課題、成年後見制度、講演等 (3)「福祉サービス利用支援事業利用支援員研修会」 主催：志布志市社会福祉協議会 対象：福祉サービス利用支援事業利用支援員 内容：事業実施状況、事務処理支援の工夫点、成年後見制度等		
期待される事業成果・目標値	○見込数 (1)初回相談件数 32.4件（2.7件／月） (2)相談援助件数 1639.2回（136.6回／月） (3)新規契約数 21.6名（1.8名／月） (4)解約・終了数 15.6名（1.3名／月） (5)実利用者数 69名		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 地域福祉係
事業名	14 生活福祉資金貸付事業	事業費	3,926千円
財源内訳	(県社協受託料) 3,926千円		
事業概要等	1 目的・ねらい 生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）世帯、高齢者世帯（日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯）に対し、必要な資金を貸し付けるとともに、民生委員の必要な援助指導や社協相談員が適切な相談支援を行うことによって、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにする。 2 生活福祉資金の種類 (1)総合支援資金 (生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費) (2)福祉資金 (生業経費、技能習得経費、住宅等増改築等経費、福祉用具等の購入経費、障害者自動車購入経費、中国残留邦人等国民年金追納経費、療養・介護等経費、災害援護経費、冠婚葬祭経費、住居移転・給排水設備経費、就職・技能習得支度経費、その他一時的経費、生活復興支援資金、緊急小口資金) (3)教育支援資金 (教育支援費、就学支度費) (4)不動産担保型生活資金 (不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金) 3 地域くらし・ささえあい事業 特例貸付の借受人に対して、アウトリーチを行い、生活課題を把握し、課題解決に向けて自立相談支援機関や関係機関等と連携し、寄り添い支援を行う。また、地域住民の生活の困りごと等についてアウトリーチにより、地域課題の発見・つなぎ・解決も併せて行う。		
期待される事業成果・目標値	相談者へ包括的支援を行うことで、相談者の資金貸付ニーズのみならず、就労や障がい、ひきこもり、権利擁護、債務整理、家族関係の困りごと等把握し、必要なサービスやしほし生活自立支援センター「ひまわり」（自立相談支援機関）等関係機関へ繋ぎ、早期対応を図る。 ○資金貸付相談見込数 (1)初回相談件数 33件 (2.75件/月) (2)相談対応件数 286.5回 (23.875回/月) (3)新規申請件数 9名 (0.75名/1月) (4)特例貸付猶予・免除相談 21件 (1.75件/月) (5)特例貸付アウトリーチ数 198回 (16.5件/月)		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 地域福祉係
事業名	15 小口福祉資金貸付事業 (法外援護資金貸付事業)	事業費	341千円
財源内訳	(自主財源) 341千円		
事業概要等	1 目的・ねらい 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会法外援護貸付基金の適切な貸付と援助指導を行うことによって、低所得世帯等の自立更生に資する。 2 実施内容 (1) 貸付対象 ・市内に居住し、低所得のため生計困難である方 ・自立更生の意欲があり、他から必要な融資を受けることが困難な方 ・主として市民税均等割額課税以下の世帯 (2) 貸付限度額 50,000円以内 (3) 償還 ・償還期限12か月以内 ・原則月賦償還（繰上げ償還可） (4) 連帯保証人 ・借受人と同じ市内に居住する成年者 ・独立の生計を営み、申請世帯の更生に熱意を有し、連帯責任を負うに足りる収入がある方		
期待される事業成果・目標値	相談者や滞納者へ包括的支援を行うことで、相談者の資金貸付ニーズのみならず、就労や障がい、ひきこもり、権利擁護、債務整理、家族関係の困りごと等把握し、必要なサービスやしほし生活自立支援センター「ひまわり」（生活困窮者自立相談機関）等関係機関へ繋ぎ、課題へ早期対応を図る。		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 生活支援係
事業名	16 生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	事業費	14,446千円
財源内訳	14,446千円		
事業概要等	1 生活困窮者自立支援制度の意義 本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設する。 2 制度のめざす目標 (1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保 ①本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。 ②本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。 ③生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。 (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり ①生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。) ②生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。 3 自立相談支援事業の概要 (1) 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握 (2) ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定 (3) 自立支援計画（プラン）に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施 4 居場所づくり 子どもやひきこもりの方々がいつでも通える場、安心できる場所とし認識してもらい、交流の居場所の一拠点とし不登校やニートの方々の自立への一歩を目指す。		
期待される事業成果・目標値	1 期待される効果 (1) 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。 (2) 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所との連携を図り、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能になる。 2 目標値 (1) プラン作成者（※再プラン含む）・・・32名 (2) 終結プラン・・・・・・・・・・・・・32名 (3) 一般就労者・・・・・・・・・・・・・12名 (4) 就労系サービス利用者・・・・・・・・・・3名 (5) 増収者（就労、給付等）・・・・・・・・15名		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 生活支援係
事業名	17 生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	事業費	10,306千円
財源内訳	(市受託金) 10,306千円		
事業概要等	1 就労準備支援事業の概要 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。 2 支援の内容 (1) 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。 (2) プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。 3 対象者の様々な状態像 (1) 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要 (2) 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要 (3) 自尊感情や自己有用感を喪失している (4) 就労の意思が希薄、就労に関する能力が低い等 (5) 短期離職を繰り返しているまたは、長期間失業状態が続いている 4 様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。 ～多様な支援メニューの例～ 【フリースペース利用、ボランティア活動参加、サロン活動参加、パソコン練習、職場見学、就労体験、模擬面接、履歴書作成支援等】		
期待される事業成果・目標値	1 期待される効果 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。また、就労体験により一般就労や福祉的就労について見定めることができ、本人にとってより良い働き方を探すことができる。 2 目標値 (1) 就労準備支援プログラム作成者・・・・・・・・18名 (2) 就労体験利用者・・・・・・・・16名 (3) 就労体験事業所(新規)・・・・・・・・3事業所 (4) 一般就労者(就労準備支援事業利用後)・・・・9名 (5) 就労系サービス利用者(就労準備支援事業利用後) 4名		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 生活支援係
事業名	18 生活困窮者自立支援事業 (家計改善支援事業)	事業費	7,551 千円
財源内訳	(市受託金) 7,551千円		
事業概要等	1 家計改善支援事業の概要 家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）し、状況に応じた家計再生プランを作成する。 ～具体的支援業務～ (1) 家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理等の支援） (2) 滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援 (3) 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等） (4) 貸付のあっせん等 2 支援の流れとねらい (1) 世帯の家計の見える化（相談時家計表の作成） …収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく (2) 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討（家計計画表、キャッシュフロー表の作成） …家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立てる（各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス） (3) 継続面談を通じたモニタリング …本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援		
期待される事業成果・目標値	1 期待される効果 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整った結果として以下の効果が期待される。 (1) 再び困窮状態になることの予防 …将来発生する費用の見通しや備えを作る。困窮状態になりそうなとき早期に相談できる。 (2) 滞納している税・公共料金等や債務の解消 …収支を整えることで滞納を解消。減免申請等による負担軽減 (3) 就職活動の円滑化 …具体的な目標収入を設定できることによる就労先の選択肢の拡大 (4) 効果的な貸付の実施 …過剰貸付の防止。家計を整え返済可能な環境を整備 2 目標値 (1) 家計再生プラン作成者・・・・・・・・・・20名 (2) 家計・出納管理支援・・・・・・・・・・20名 (3) 滞納解消支援（税金、公共料金等）・・・・・・6名 (4) 各種給付制度利用支援（年金、失業給付、減免等）10名 (5) 債務整理支援・・・・・・・・・・10名 (6) 貸付支援・・・・・・・・・・6名		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	総務課、福祉課
事業名	19 共同募金配分金事業 地域福祉活動助成事業	事業費	一般募金1,765千円 歳末募金 805千円
財源内訳	(一般募金配分金) 1,765千円 (歳末たすけあい募金配分金) 805千円		
事業概要等	1 目的・ねらい 共同募金は、志布志市における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とする事業。（社会福祉法第112条） 2 実施事業 (1) 地域コミュニティ協議会助成事業（一般募金事業） 地域に暮らす住民が話し合い、地域課題の解決に向けて自分たちでできることを考え、住民主体により具体的に活動し地域福祉活動を推進する「地域コミュニティ協議会」の活動費を助成する。 ・助成額 1,200,000円 ①均等割（70%） 40,000円×21地区＝840,000円 ②人口割（30%） 360,000円 (2) 民生委員児童委員協議会連合会活動助成事業（一般募金事業） 民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条及び児童福祉法第16条の規定に基づき市内に設置されている民生委員児童委員協議会（松山、志布志、有明の3地区）の連絡調整を図るために設置されている志布志市民生委員児童委員協議会連合会の活動費を助成する。 ・助成額 564,550円（6,000円×94名、送金手数料） （松山地区16名、志布志地区50名、有明地区28名） (3) 地域福祉・ボランティア活動助成事業（歳末事業） 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう福祉に関連する様々な分野で地域づくりに取り組む活動を支援するため、地域福祉・ボランティア活動を推進する事業に対し活動しやすい環境づくりを行い、年間を通して柔軟に助成する。 ・助成例：居場所づくり支援、地域食堂等 (4) 地域つながり助成事業（歳末事業） 地域住民の孤立を防ぎ、地域とつながり続けられる活動や、地域住民が交流を通して楽しみや生きがいを持ち、生活が送れる活動に対し「地域コミュニティ協議会」に助成する。 ・活動例：地域で行われる助け合い事業、高齢者の集い、世代間交流会等 ・助成額 720,000円 ①均等割 15,000円×21地区＝315,000円 ②人口割 405,000円		
期待される事業成果・目標値	共同募金配分金事業により、主体的に地域の福祉活動に取り組む地域コミュニティ協議会や児童、高齢者、障がい者などを支援する活動やボランティア活動、災害時支援等さまざまな民間の福祉活動を支えることができる。		

令和 8 年度 事業計画		担当課 担当係	総務課・福祉課
事業名	20 共同募金配分金事業 地域福祉推進大会開催事業	事業費	387千円
財源内訳	(歳末たすけあい募金配分金) 387千円		
事業概要等	永年にわたり地域福祉の発展に寄与された方々を表彰するとともに、志布志市社会福祉協議会の理念「共にささえあい笑がおで暮らせる地域をめざして」を実現するために市民と福祉関係者が一堂に会して、共に考える場として開催する。 (1)開催日 令和 8 年 1 1 月 2 1 日 (土) 予定 (2)開催内容例 ・表彰 (志布志市社会福祉協議会会長表彰、児童・生徒のふれあいボランティア活動事業認定証授与) ・地域福祉推進に関する講演若しくはシンポジウム		
期待される事業成果・目標値	市民や地域福祉活動者、民生委員児童委員、地域コミュニティ協議会、福祉団体、社会福祉施設、学校関係、行政等の関係者が参加する大会において、小地域における課題について我がごととして共有し、地域住民を主体とした小地域福祉活動推進を図りながら、「笑顔で暮らせる地域づくり」について考える場となる。 ○被表彰者数見込 40名 ○参加者数見込 650人		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課 地域福祉係
事業名	21 共同募金配分金事業 生活困窮レスキュー事業	事業費	76千円
財源内訳	(歳末たすけあい募金配分金) 76千円		
事業概要等	生活困窮者へ生活必需品の現物給付等緊急支援、繋ぎの支援を行う。 ・活用例：食糧品、車輛燃料、公的書類発行手数料（住民票、課税証明書等）、証明写真等		
期待される事業成果・目標値	生活困窮世帯の自立支援に向けた支援を行うことにより、状況改善の一助となる。		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	福祉課生活支援係
事業名	22 重層的支援体制整備事業 (参加支援業)	事業費	2,145千円
財源内訳	(市受託料) 2,145千円		
事業概要等	1 目的 既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートし、マッチングを行う。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態にあった支援メニューを作ることを目的とする。さらにマッチングした後に本人の状態や希望にあった支援が実施できているか、フォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。 2 事業内容 既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指す。 支援対象者は既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人。 3 事業概要 (1)本人の抱えている課題をアセスメントしニーズを把握 (2)本人やその世帯の抱える課題に対し、社会や他者との繋がりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すよう個別支援計画書を作成 (3)本人やその世帯の支援ニーズを踏まえたマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニュー作り、受け入れ企業との連携の実施		
期待される事業成果・目標値	1 期待される事業効果 (1)社会参加に向けて、地域の社会資源との繋がりができ、関係者と良好な関係が形成でき社会参加が定着する (2)地域の産業や業界団体などの地域のプラットフォームに参画することで地域の社会資源や支援関係機関とのつながりが作れ、支援が必要な時に迅速に対応できるようになる 2 目標値 プラン作成数 ・ ・ 2名		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	在宅介護課 福祉サービス係
事業名	23 介護保険事業 (居宅介護支援事業)	事業費	21,569千円
財源内訳	自主 21,569千円		
事業概要等	1. 事業の目的 ケアマネジャー（介護支援専門員）が介護保険法の被保険者（利用者）に対し、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した質の高い生活が営まれるように支援することを目的とする。 2. 事業の内容 （1）介護保険サービスを利用するために必要なケアプランの作成や、介護に関するご相談から手続き、調整などのサポートを行う。 （2）利用者が適切な介護サービスを受けられるように、さまざまな関係者、事業所と連携を図る。 （3）地域住民や各種関係団体、社協が行う事業との連携を深め、地域包括ケアの理念のもと、利用者一人ひとりに寄り添った支援を行う。 （4）質の高いケアマネジメントを提供できるよう、地域ケア会議への参加や、内部・外部研修への参加を積極的に行う。 （5）他の事業所が取組みにくい複合課題を持つ利用者等の積極的受入を行う。 （6）利用者の生活課題を包括的に捉えるために、社協福祉課との連携を強化し、社会資源の発掘や地域ニーズの把握を行う。		
期待される事業成果・目標値	○期待される事業の成果 （1）ケアプランの目標件数維持や、法人内系列介護サービスとの連携に努め、経営力強化や自主財源確保につなげることができる。 （2）多様な関係機関と連携を図ることで、介護相談からサービスの提供まで一貫した支援をすることができる。 （3）さまざまな社会資源を活用することで、利用者の地域生活支援のためのケアマネジメントを実践することができる。 （4）研修への参加や地域における医療・介護・福祉の専門職と多職種連携に努めることで、専門性の高い人材を育成することができる。 （5）介護保険サービスをきっかけとして世帯全体の課題を発掘し、他制度や事業、地域での支援につなぐことができる。 （6）法人内系列介護事業所や福祉課と相互に協力し連携することで「住み慣れた地域で過ごしたい」という利用者の思いを実現できる支援につなげる。 ○目標値 ケアプラン数 100件/月 主任ケアマネ（1人）：25件 専従ケアマネ（2人）：60件 兼務ケアマネ（1人）：15件		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	在宅介護課 福祉サービス係						
事業名	24 介護保険事業 (訪問介護事業)	事業費	22,569千円						
財源内訳	自主 22,569千円								
事業概要等	1. 事業の目的 介護保険制度に基づき、専門の介護スタッフがご利用者の自宅に訪問し、必要な介助を提供することで、住み慣れた地域や自宅で安心して生活を送れるように支援することを目的とする。 2. 事業内容 (1)ご利用者の自宅へ訪問介護員を派遣し、日常生活のサポートや家事支援等を行う。 (2)家族や介護者の負担を軽減し、ご利用者が自宅で安心して暮らせるように支援する。 (3)ケアプランに沿った介護計画を作成し、担当ケアマネジャーとの連絡調整や他の介護サービス事業所、医療機関等との連携を行う。 (4)地域住民や各種関係団体、社協が行う事業との連携を深め、地域包括ケアの理念のもと、利用者一人ひとりに寄り添った支援を行う。								
期待される事業成果・目標値	○期待される事業の成果 (1)利用者数を維持し法人内系列介護サービスとの連携に努め、経営力強化や自主財源確保につなげることができる。 (2)ご利用者一人ひとりの状態や希望に応じて、柔軟にサービス内容を調整することができ、本人の望む自宅での生活を長期に送ることができる。 (3)ご利用者の身体状況や認知機能、生活環境を総合的に判断し、その方に必要なケアを提供することで、ご利用者の自立を促すことができる。 (4)介護保険サービスをきっかけとして世帯全体の課題を発掘し、他制度や事業、地域での支援につなぐことができる。 (5)法人内系列介護事業所や福祉課と相互に協力し連携することで「住み慣れた地域で過ごしたい」という利用者の思いを実現できる支援につなげる。 ○目標値 <table><tr><td>実利用者数</td><td>540名/年</td><td>(45名/月)</td></tr><tr><td>訪問延べ回数</td><td>6,960回/年</td><td>(580回/月)</td></tr></table>			実利用者数	540名/年	(45名/月)	訪問延べ回数	6,960回/年	(580回/月)
実利用者数	540名/年	(45名/月)							
訪問延べ回数	6,960回/年	(580回/月)							

令和8年度 事業計画

		担当課 担当係	在宅介護課 福祉サービス係
事業名	25 介護保険事業 (訪問入浴介護事業)	事業費	6,108千円
財源内訳	自主 6,108千円		
事業概要等	1. 事業の目的 寝たきり等の重度の要介護者を中心に、個別の入浴サービスを提供することで、在宅生活を安心して送れるように支援することを目的とする。 2. 事業の内容 (1) 自宅での浴槽では入浴することが困難な在宅の要介護者に対し、主治医の指示のもと、特殊浴槽を自宅に持ち込み、入浴の介護サービスを行う。 (2) ケアプランに沿った介護計画を作成し、担当ケアマネジャーとの連絡調整や他の介護サービス事業所、医療機関等との連携を行う。 (3) 地域住民や各種関係団体、社協が行う事業との連携を深め、地域包括ケアの理念のもと、利用者や介護者に寄り添った支援を行う。 ○志布志市では唯一の訪問入浴介護事業を実施。身体に負担を掛けず、安心安全に入浴できる体制を整え、住み慣れた自宅で長期に生活できるようにサポートします。		
期待される事業成果・目標値	○期待される事業の成果 (1) 自宅で安心して負担なく入浴することができ、身体を清潔に保ちながら、心身のリフレッシュ効果を図ることができる。 (2) 安全で快適な入浴時間を確保することで、家族や介護者の負担を軽減することができ、無理のない在宅介護を続けることができる。 (3) 法人内系列介護事業所や福祉課と相互に協力し連携することで「住み慣れた地域で過ごしたい」という利用者の思いを実現できる支援につなげる。 ・実利用者数 120名/年 (10名/月) ・延べ回数 504回/年 (42回/月)		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	在宅介護課 福祉サービス係
事業名	26 介護保険事業 (地域密着型通所介護事業)	事業費	32,081千円
財源内訳	自主 32,081千円		
事業概要等	1. 事業の目的 介護保険において要支援・要介護認定を受けた方、または認定は受けていないが事業対象者に該当された方で、居宅において可能な限り自立した生活を営めるように、ケアマネジャーや保健師等が作成したケアプランを基に、利用者の日常生活の支援や身体機能維持を支援する。又、社会とのつながりを持つ意欲を高め、閉じこもりがちにならないようにすることで、利用者の社会的孤立感を解消し、利用者のご家族の介護負担を軽減することを目的とする。 2. 事業の内容 (1)利用定員18人以下の小規模なデイサービスで、送迎・入浴・食事・運動・レクリエーション等のサービスを提供しながら人とのふれあいや楽しみ、生きがい作りを通して心身機能の維持・向上を図る。 (2)利用者が適切な介護サービスを受けられるように、ケアマネジャーや保健師等、さまざまな専門職の方と連携を図る。 (3)地域住民との交流や地域ボランティアの受け入れ、就労体験などの取り組みを積極的に行う。 (4)社協が行う事業との連携を深め、地域包括ケアの理念のもと、利用者一人ひとりに寄り添った支援を行う。 (5)他の事業所が取り組みにくい複合課題を持つ利用者等の積極的受入を行う。		
期待される事業成果・目標値	○期待される事業の成果 (1)一人ひとりの利用者に寄り添った手厚いサービスを提供することで利用者の状況やニーズをスタッフ全員が把握でき、利用者が安心してサービスを受けることができる。 (2)居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等と連携を図ることにより、信頼関係の構築と新規利用者獲得に繋がり、事業所としての評価や関係事業所との連携強化に繋がる。 (3)地域住民やボランティア、就労体験などの積極的な受け入れを行うことで、地域に開かれたサービスを行うことができる。 (4)福祉課と相互に協力し連携することで「住み慣れた地域で過ごしたい」という利用者の思いを実現できる支援につなげる。 (5)介護保険サービスをきっかけとして世帯全体の課題を発掘し、他制度や事業、地域での支援につなぐことができる。 ○目標値 ・1日の利用者数15名以上を維持する。(定員18名) ・延べ回数 360名/月 (15名×6日×4週)		

令和8年度 事業計画

		担当課 担当係	在宅介護課 福祉サービス係
事業名	27 法人運営事業 (志布志市あんしん事業)	事業費	予算なし
財源内訳			
事業概要等	1. 事業の目的 住み慣れた地域で安心して生活をしていくことができるように、独居や身寄りがない方の困りごとや課題に対し、必要なサービスのしくみづくりを行う。		
期待される事業成果・目標値	○期待される事業の成果 (1) 定期的な事例検討会等の開催により法人内連携を図ることができ、専門性や質の向上につながる。 (2) 制度の狭間のニーズに対応する新たな事業に積極的に取り組むことで、「住み慣れた地域で過ごしたい」という思いを実現し、独居や身寄りがない方であっても、在宅で安心して生活することができる。		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	在宅介護課 福祉サービス係
事業名	28 障害者総合支援事業 (居宅介護事業所)	事業費	10,015千円
財源内訳	自主 10,015千円		
事業概要等	1. 事業の目的 身体、精神、知的障がいのある方が可能な限り住み慣れた地域でその人らしく日常生活や社会生活が送れるよう、身体面（入浴や排泄等の介助）、生活面（買い物、調理、掃除等）の支援を行うことを目的とする。 2. 事業内容 （1）サービス等利用計画書をもとに利用者に寄り添った支援を行う。 （2）関係機関（法人内福祉課、市役所福祉課、そお地区障がい者等基幹相談支援センター、就労事業所、医療機関、地域等）との連絡調整を行う。 （3）地域住民や各種関係団体、社協が行う事業との連携を深め、地域包括ケアの理念のもと、利用者一人ひとりに寄り添った支援を行う。		
期待される事業成果・目標値	○期待される事業の成果 （1）寄り添ったサービスを提供することで、ご利用者が住み慣れた自宅や地域で生活を継続することができる。 （2）サービスの提供をきっかけとし、世帯全体の課題を発掘し、他制度や事業、地域での支援につなぐことができる。 （3）関係機関や法人内での連携に伴い、課題に対して柔軟に対応できる。 ○目標値 実利用者数 120名/年（10名/月） 延べ回数 1,380回/年（115回/月）		

令和8年度 事業計画		担当課 担当係	在宅介護課 福祉サービス係
事業名	29 障害者総合支援事業 (訪問入浴サービス事業)	事業費	2,903千円
財源内訳	(市受託料) 2,903千円 (自主) 千円		
事業概要等	1. 事業の目的 歩行が困難等の事情により居宅での入浴が困難な在宅の重度障がい者(児)の居宅を訪問し、訪問入浴車を派遣し入浴サービスを提供することにより、重度障がい者(児)の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする。 2. 対象者 市内に居住する障がい児・者で、家庭での入浴介護が困難であり、かつ、医師が入浴を適当と認めるもの。(ただし、介護保険法に規定する訪問入浴介護を受けることができない者に限る。) 市が、申請書等及び調査書の内容を審査し、訪問入浴車の派遣の可否を決定。 ○志布志市では唯一の訪問入浴介護事業を実施。身体に負担を掛けず、安心安全に入浴できる体制を整え、住み慣れた自宅で長期に生活できるようにサポートします。		
期待される事業成果・目標値	○期待される事業の成果 (1)看護職員と介護職員により入浴が提供されるため、家族の介護負担軽減になり安全、安心に入浴を行うことができる。 (2)皮膚トラブルの改善や予防、感染症予防につながる。 (3)ゆっくりと全身浴を行えることで、血行が良くなり、身体機能の維持・向上や質の良い睡眠を促すことが期待できる。 (4)看護職が健康状態や全身状態の観察を行うことで、異常の早期発見に努めることができる。 (5)志布志市唯一の訪問入浴介護事業であり、社会貢献性の高い介護サービスを提供することで、地域に必要とされる事業所となる。 ○目標値 1,680,000円(年間) 10回(1月平均利用回数)		

令和8年度 事業計画

		担当課 担当係	在宅介護課 福祉サービス係
事業名	30 障害者総合支援事業 (移動支援事業)	事業費	1,033千円
財源内訳	(市受託金) 1,033千円		
事業概要等	1. 事業の目的 屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。 2. 実施方法 障害者等に対し、地域の特性及び当該障がい者等の利用の状況に応じ、次に掲げる支援を行う (1) 個別支援型 (2) グループ支援型 (3) 車両移送型 3. 対象者 市内に居住する障がい者等であって、外出時に移動の支援が必要と市が認めた者		
期待される事業成果・目標値	○期待される事業の成果 (1) 外出のための支援を行うことで、障がい者等に対する社会参加支援や生きがいづくり等の場への参加を促進することができる。 (2) 事業を通じて把握した困りごと等を法人内で共有し、地域課題への対応を図ることで、地域福祉の向上に寄与することができる。 ○目標値 892,000円 (年間) 6回 (1月平均)		